

広 都 計 第 7 3 0 号

平 成 2 9 年 3 月 2 9 日

広島市景観審議会

会長 杉本 俊多 様

広島市長 松井 一實

(都市整備局都市計画課)

原爆ドーム及び平和記念公園周辺の眺望景観のあり方について (諮問)



広島市景観条例 (平成18年広島市条例第39号) 第17条第2項の規定に基づき、  
原爆ドーム及び平和記念公園周辺の眺望景観のあり方について、別紙理由書を添えて諮  
問します。

### 諮問理由

世界遺産である原爆ドームは、被爆の惨禍を伝える歴史の証人として、平和のメッセージを後世に伝える重要な役割を担っており、原爆ドームを含む平和記念公園は、原爆犠牲者を慰霊し、鎮魂する場であるとともに、核兵器廃絶と世界恒久平和を祈念する場、被爆の惨禍を後世に伝える場、平和を学び・考え・語り合う場、人々が集い、憩う場としての役割を有しています。

また、平和記念資料館本館、原爆死没者慰霊碑及び原爆ドームは、南北軸線上に配置されており、この原爆ドームを貫く南北の軸線を生かした景観は、平和都市広島を象徴する景観として、次世代に引き継ぐべき大切な存在です。

本市では、昭和56年3月に「広島市都市美計画」を策定し、良好な景観形成に向けた施策展開を早くから進めてきましたが、平和記念公園及びその周辺の区域については、平成7年9月の原爆ドームの世界遺産への推薦に当たり、「原爆ドーム及び平和記念公園周辺建築物等美観形成要綱」(以下「美観形成要綱」という。)を制定し、世界遺産の周辺にふさわしい景観の形成に取り組んできました。

その後、原爆ドームに隣接した街区での高層マンション建設を契機とした景観意識の高まりや、被爆60周年を機に平成18年3月に策定した「平和記念施設保存・整備方針」の中で、平和記念公園周辺の民有地を含む空間整備の基本方針として、「平和記念公園から見た原爆ドームの背景について、世界遺産にふさわしい景観を誘導する」としたことを踏まえ、平成18年11月に、更なる景観誘導の充実を図るため美観形成要綱を改正し、これまでの形態意匠に加えて建築物等の高さ制限を設けました。

平成20年には、景観誘導の実効性を高めるため、景観審議会での審議を経て、景観法に基づく「原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区景観計画(素案)」を作成して地元説明を行いました。法的位置付けのある高さ制限への理解が得られず、平成21年7月には、議会において当該景観計画(素案)の白紙撤回を求める請願が採択されました。

このことを踏まえ、平成22年12月に、高さ制限については景観計画から一旦除外し、当面、美観形成要綱で対応し、景観形成上の高さのあり方について全市民的な議論を深めるなど、丁寧なプロセスを経ながら、地元理解の状況も踏まえ検討していくこととしました。

平成23年12月に公表した本市の市政推進に当たっての基本コンセプト「世界に誇れる『まち』の実現に向けて」では、広島を歴史を伝える魅力的な資源や豊かな水と緑に恵まれた自然を生かした個性的で魅力ある景観の形成を図り、美しく品のある都市景観を創出することを景観形成の方向性として掲げ、平成24年2月以降、原爆ドーム及び平和記念公園周辺での法的位置付けのある高さ制限の導入も視野に、様々なテーマで毎年景観シンポジウムを開催し、建物の形態や色彩、高さなどが調和したまちのあり様などについて、市民・事業者・行政による議論を深めてきました。

こうした取組の中で、平和都市広島を象徴する都市軸の存在や意義、景観を議論するときの視点場の大切さなど多くのことを学び、これらを踏まえた上で、平成26年7月、景観形成の方針やルールなどを示した「広島市景観計画」を策定しました。

さらに、本年1月には、世界遺産原爆ドームを望む眺望景観のあり方をテーマに景観シンポジウムを開催し、各都市における眺望景観の保全の取組や個人の財産権と公共の福祉とのバランスの必要性などについて議論を深めるとともに、3月には、被爆70周年記念事業として、市民投票等により選定した広島らしい眺望景観を広く発信するためのパンフレット「Viewtiful(ビューティフル)!ひろしま」を作成し、その中で原爆ドームを望む眺望景観が多くの市民から高い評価を得ていることも確認できました。

また、昨年5月のオバマ大統領訪問などにより、この眺望景観が全世界に発信され、これを未来永劫に大切にすることが国内外の多くの人々に改めて認識されたものと考えています。

本市では、被爆75周年を迎える2020年までの核兵器廃絶を目指す「2020ビジョン」の積極的な展開を図っています。

原爆ドーム及び平和記念公園周辺における良好な景観形成に努めることは、このような平和に関する取組を推進するとともに、原爆ドーム及び平和記念公園の役割をより確かなものとし、平和のメッセージを全世界に発信していくための重要課題と認識しており、近年、国内外から広島を訪れる人々が年々増加している状況なども踏まえ、原爆ドーム及び平和記念公園周辺の眺望景観を一層望ましいものとして確実に保全・形成していくため、できるだけ早期に、より実効性の高い景観誘導の枠組みを構築していきたいと考えています。

その具体的な検討に際しては、まずは原爆ドーム及び平和記念公園周辺の眺望景観のあり方について、市民・事業者・行政で広く共通認識を深めることが必要と考えます。

以上のことから、原爆ドーム及び平和記念公園周辺の眺望景観のあり方について取りまとめることとしたく、貴審議会に諮問するものです。